

## 議案第37号

### 鳥取県税条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県税条例等の一部を改正する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後

(自動車取得税の減免)

第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあっては、3年)以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のため

改 正 前

(自動車取得税の減免)

第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあっては、3年)以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を

に自動車が必要とする者のうち規則で定めるもの（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 略

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2)・(3) 略

(自動車取得税の減免額)

第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる

有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 略

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2)・(3) 略

(自動車取得税の減免額)

第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる

区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に該当するもの 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 略

(自動車税の課税免除)

区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は150万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) 略

(4) 構造上身体障害、知的障害又は精神障害を有し歩行が困難な者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

(5)～(11) 略

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) 略

(4) 構造上身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

(5)～(11) 略

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に

係る自動車税を減免することができる。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために  
自動車を必要とする者のうち規則で定めるもの（以下この  
条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障  
害者等と生計を一にする者が次のいずれかの自動車（1台に  
限る。）を所有する場合

ア 略

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常  
生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運  
転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等  
及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に  
限る。）の通院、通所、通学、生業その他日常生活におけ  
る移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2)・(3) 略

2 略

係る自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を  
有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障  
害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が  
次のいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

ア 略

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のために  
その者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等  
及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に  
限る。）の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常  
時介護する者が運転する自動車

(2)・(3) 略

2 略

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条第1項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号又は第3号に掲げる場合で、賦課期日(賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日)後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合(当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。)は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当するもの 納付すべき自動車税の税額の全額又は45,000円(賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額)のい

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる場合で、賦課期日(賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日)後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合(当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。)は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 納付すべき自動車税の税額の全額又は45,000円(賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額)のいずれ

ずれか低い額

(2) 前条第1項第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額（賦課期日以後5月31日以前において、法第150条第2項の規定により月割をもって課税

か低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 納付すべき自動車税の税額の全額又は23,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額

(3) 前条第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額（賦課期日以後5月31日以前において、法第150条第2項の規定により月割をもって課税する場



する場合は、当該月割額)

(3) 前条第1項第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあつては総排気量等が、トラックにあつては最大積載量等が、バスにあつては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当する額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

合は、当該月割額)

(4) 前条第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあつては総排気量等が、トラックにあつては最大積載量等が、バスにあつては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当する額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第134条の7、第134条の8、第137条の2及び第137条の3の改正規定を次のように改める。

(自動車取得税の減免)

第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右

欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年（当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあっては、3年）以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために自動車を必要とする者のうち規則で定めるもの（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等

が取得したものに限る。)

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に  
限る。）の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものを取得した場合

(自動車取得税の減免額)

第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる  
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の環境性能割  
の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当す  
る場合には、規則で定めるところにより、環境性能割を減免す  
ることができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に  
該当することにより環境性能割の減免を受けた者に対しては、  
当該減免の対象となった自動車の取得の日から2年(当該自動  
車の取得が最初の新規登録に係るものである場合にあっては、  
3年)以内に行った新たな自動車の取得については、災害、盗

(1) 前条第1号に該当するもの 当該自動車の取得に係る自  
動車取得税の全額又は250万円に当該自動車に係る自動車取得  
税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の取  
得価額のうち構造の変更に必要な金額に当該自動車に係る自  
動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

(自動車税の減免)

第137条の2

難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、環境性能割を減免しないものとする。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために自動車を必要とする者のうち規則で定めるもの(以下この条及び次条において「身体障害者等」という。)又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車(当該身体障害者等が取得したものに限る。)

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものを取得した場合

2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより種別割の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別割を減免することができる。

(1) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が前項第1号アからウまでのいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために自動車を必要とする者のうち規則で定めるもの（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が次のいずれかの自動車（1台に

(2)・(3) 略

3 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により種別割を減免することができる。

限る。)を所有する場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車(当該身体障害者等が所有するものに限る。)

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2)・(3) 略

2 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により自動車税を減免することができる。

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条第1項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当するもの 当該自動車に係る環境性能割の全額又は250万円に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の構造の変更に必要な金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額

2 前条第2項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号又は第3号に掲げる場合で、賦課期日(賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日)後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合(当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限

(自動車税の減免額)

第137条の3

前条第1項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号又は第3号に掲げる場合で、賦課期日(賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日)後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合(当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限



る。)は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第2項第1号に該当するもの 納付すべき種別割の税額の全額又は45,000円(賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額)のいずれか低い額

(2) 前条第2項第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額(賦課期日以後5月31日以前において、法第177条の10第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(3) 前条第2項第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあっては総排気量等が、トラックにあっては最大積載量等が、バスにあっては乗車定員が同一である第138

る。)は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当するもの 納付すべき自動車税の税額の全額又は45,000円(賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額)のいずれか低い額

(2) 前条第1項第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額(賦課期日以後5月31日以前において、法第150条第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(3) 前条第1項第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあっては総排気量等が、トラックにあっては最大積載量等が、バスにあっては乗車定員が同一である第138

条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の種別割の税額に相当する額を、当該年度分の種別割の税額から控除して得た額

条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当する額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

## 附 則

### ( 施行期日 )

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### ( 自動車取得税に関する経過措置 )

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

### ( 自動車税に関する経過措置 )

第3条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分以後の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。